

特集 子どもの権利条約採択20周年 何が変わったのか

なにが進展したのか？ 課題は？

ーフォーラム子どもの権利研究2009で真剣な討議



今年は、子どもの権利条約が国連で採択されて20年に、日本が批准して15年となる。この20年間で日本と世界の子どもたちの権利保障はどこまで進展したのだろうか。昨年4月には、日本政府が国連・子どもの権利委員会に対して第3回報告を提出したが、その報告内容に象徴されるように、日本政府は、子どもの権利条約の実施に関して消極的な態度に終始してきたといえる。

そんな中で、2009年3月7-8日の両日、早稲田大学を会場として、「フォーラム子どもの権利研究2009」が開催された。主催は、子どもの権利条約総合研究所・「子どもの人権」

研究会・児童福祉法研究会の3団体の共同開催。

「フォーラム子どもの権利研究2009」では、条約採択20周年を一つの区切りとして、この20年の歩みを国レベルだけでなく、自治体、学校や施設の現場、市民・NPOレベルなども含めて、総合的に検証することがめざされた。なお検証にあたっては、どの面で前進・成果があったのか、課題はどこにあるのか、について総括的に検討を加え、これからの日本と世界の子どもの権利保障についての展望を見出していくことが目標とされた。

第1日目（3月7日）は、国連採択後20年間、条約批准後15年間を通して、日本における子どもの権利条約の実施と普及においてどのような進展・成果があったのか。国の政策・法制のレベル、法解釈・裁判のレベル、人びとの意識・子どもの権利意識レベルでの検証が行われた。そこでは、政府が子どもの権利委員会勧告について不誠実な対応に終始していること（荒牧報告）、裁判規範としても子どもの権利条約がほとんど無視されてきた現実があること（津田・中川報告）、日本の社会・国会議員を含めて「人権・子どもの権利感覚」が乏しいこと（森田報告）が浮き彫りにされた。当日は全体に「否定的な現状」が確認されて、やや「悲観」的な雰囲気漂っていた。

NEWSLETTER No.95 CONTENTS

特集 子どもの権利条約採択20周年 何が変わったのか

- なにが進展したのか？課題は？ /1
- シンポジウムⅠ 国の政策・法制のレベル、裁判のレベル、子どもの権利意識レベルでの検証 /2
- シンポジウムⅡ 学校・施設レベル、自治体・市民レベルの検証 /3
- 子どもの権利条約採択20年と日本の自治体 /5
- TOPICS 成人年齢引き下げの検討はじまる
- 18歳成人について両論併記 /7

子どもの権利の国際動向

- 第3回子どもと青少年の性的搾取に反対する世界会議とCSECジャパンフォーラム /8
- 闇の子どもたちをなくすためにできること /10

イベント報告

- 子どもの参加ファシリテーター入門ワークショップ /11
- お知らせ
- 子どもの権利条約採択20周年記念5月イベント「子どもの権利条約 子どもの20年」 /12

しかし第二日目の実践論では、学校の子ども参加・権利学習実践が進んできたこと（喜多）、不登校の子どもたちの「子どもの権利条約学習」がいま活発に進んでいることなどフリースクールの成長、学校以外の居場所作りが発展してきていること（奥地報告）が報告された。自治体からは、地方分権と条約批准をバネにして川崎市で子どもの権利条例づくりが進展し、現在学校や地域で実践が展開されてきたこと（小宮山報告）、NPOでは大阪の子ども情報研究センターが条約制定以前から「子どもの人権」事業に取り組んできたこと（田中報告）などが報告された。

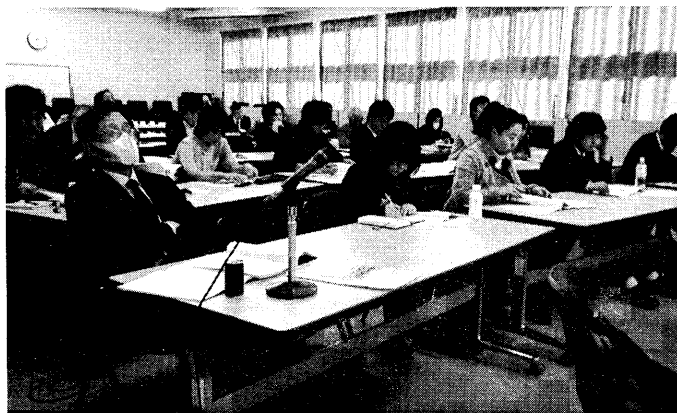
そこでは、国・法制レベルでの厳しき状況を自覚しつつ、

子どもの権利実現の主体として大きく成長してきた地域の取組、とくに自治体と市民活動との協働に期待を寄せて、あすの実践に取り組んでいくことを確認しあったことが印象的であった。（喜多 明人）

（※なお、フォーラムの記録集として、2009年7月には、子どもの権利条約総合研究所編『子どもの権利研究』15号：特集子どもの権利条約の20年が刊行される。申し込み先：子どもの権利条約総合研究所：〒162-0052 新宿区戸山1-24-1早稲田大学文学部33号館1576号室FAX 03-3203-4355、もしくはEメール npo_crc@nifty.com あて）

シンポジウム I

国の政策・法制のレベル、裁判のレベル、 子どもの権利意識レベルでの検証



第1日目は、子どもの権利条約がこの20年に国家、裁判所、国民の意識に与えた影響について検証が行われた。

初めに行われた荒牧重人さん（山梨学院大学教授）の報告「子ども政策の20年と国連・子どもの権利委員会審査 第1～第3回政府報告書をふまえて」は、子どもと子どもの権利条約をめぐる状況が、悪化・後退してきているという実感はあるが、もともと日本政府は、条約に関する文部省通知が表すように、子どもの権利条約の実施に関して消極的な態度をとっており、一方的に悪化・後退しているというわけではないという前置きで始まり、国連子どもの権利委員会の第2回総括所見の実施状況と第3回日本政府報告書の抱えている課題についての検討が行われた。そこでは、2008年4月に提出された第3回日本政府報告書は第2回に比べ、条約に基づいた改正および立法とは言えない内容の報告が多くなされていることやNGOとの建設的な対話がない等、内容・作成過程ともに劣化しており、また第2回総括所見で行われた勧告についてもそのほとんどが改善されていないか不十分なままであるとの報告がなされた。子どもの権利条約の国家レベルでの実施に向けては、政府の政策や子ども法制において条約がその地位にふさわしい規範として位置づけられ、活用されることが本当に重要であると感じさせられる内容であった。

続いて、津田玄児さん（弁護士）・中川明さん（弁護士）による報告「子どもの人権裁判の20年と展望」が行われた。その中で津田さんは、国連子どもの権利委員会が、日本の条約の実施状況についてもっとも懸念しているのが少年司法の分野であるということを前提に、事例を中心とした検討を行い、現状の日本の少年司法は、子どもの権利条約が求める、子どもが非行を克服し、立ち直るための個別に適切な支援の確保や、公正で適切な手続きの保証、子どもの生命・生存・発達確保等の権利を基盤とした司法制度からむしろ逆行するような状況にあるという報告がなされた。

中川さんからは、子どもの権利条約が日本の人権裁判（主に教育裁判）において実効的な働きをしていない、すなわち、弁護士側が条約を用いた主張を行っても裁判所に採用されることがなかったということについて、具体的な裁判例を挙げながら説明がなされ、日本の裁判所は条約に対し非常に冷たい状況にあるが、弁護士の側も条約を過大視し、それに依存するのではなく、どうやってその問題を解決するのかについてきちんと対応し、条約の使い方についてもう少し工夫をすることが必要なのではないのかとの報告が行われた。

最後の報告となった森田明彦さんの（東京工業大学特任教授）「子どもの権利普及・学習活動の20年と展望」では、初めに、条約採択後の20年に世界的には子どもの人権がいかに発展を遂げたかについて年表を用いた説明が行われ、そして、条約をきっかけとして、子ども兵士や、児童労働、性的搾取などさまざまな問題が人権侵害として認識・提起されるなど、国際的には人権意識の発展が見られる中、なぜ日本国内では、子どもの権利バッシングが起こるなど国民意識のなかに人権概念が浸透していかないのかについて、短期的・中期的・長期的ないくつかの興味深い要因を挙げつつ検討した後、西欧近代社会の歴史的産物である現在の人権概念を文化を異にする日本社会に定着させるためには、その想定する人間観についてもう一度検討してみる必要があるのではないのかとの提言

がなされた。

この日の報告では、子どもの権利条約が国連で採択されてからの20年間で日本の子どもたちの権利保障が進んだのか否かについて、初めどちらかといえば批判的、悲観的な報告・意見が多かったが、子どもの人権の保障や普及・啓発に関わる民間団体の増加・活躍や、自治体での子どもの権利条例の策定について評価をする意見も少なからず見られた。民間ベースではこの20年間実際に条約が使われてきたし、また、裁

判の場合でも条約が直接援用されないまでもその思想を汲んだ判決が出されてきているなど、トータルで見ればかなり大きな成果を挙げているといえる。これからの10年は、権利委員会の勧告等に頼るだけでは足りず、各自が戦略的に子どもの権利条例を使い切る気持ちで条約の実施・普及に努めることが重要であるとの認識を確認し、1日目のシンポジウムが終了した。(竹内 麻子)

シンポジウムⅡ

学校・施設レベル、 自治体・市民レベルの検証

第2日目は明るさの展望が見出しにくかった1日目の検証結果をふまえて、学校・施設レベル、地域・自治体レベルとNPO・市民活動レベルなどでの子どもの権利条約の活用状況とその進展面を明らかにし、新たな20年に向けての実践的、理論的問題・課題の報告を受けて、1】これからの学校・施設における教育と福祉の新たな関係の模索と2】子ども支援のためのまちづくりにおける自治体とNPO・市民活動との連携・協働の取り組みなどの課題について議論したいとコーディネーターの喜多明人さん、浜田進士さんの挨拶があった。

1】不登校から見える学校教育の20年

奥地 圭子さん(東京シュレーゲル中学校校長)

「不登校の歴史は苦しみの歴史である」と書き、言ってきた。登校拒否・不登校の子どもたちの苦しさは、学校へ行か(け)なくなるまでにさまざまな権利の侵害があったことと、行か(け)なくなったことへの無理解・差別・権利侵害の苦しさの二重の権利侵害が重なった状況から起こっている。学校教育は子どもにとって安心・安全な居場所であり、個を尊重され、学ぶ権利が保障される場となることが求められている。また、学校教育以外の子どもの学び育つ権利の保障が認識・対応・制度のうえでとらえられる必要があった。どちらも、子どもの最善の利益にたち、子ども主体で、子どもの声を聞いてこそなされえることであった。日本の登校拒否、不登校の児童生徒数は70年代半ばより急増の一途をたどり、02年からの登校圧力が加わった中で4年間は微減したものの増加を続けている。昨年の学校基本調査発表では小中12万9000人、中学生の不登校率は過去最高となった。国の政策は89年の子どもの権利条約採択後の3年目の92年に「誰にでも起こる得る登校拒否」と認識転換し民間施設への出席日数を学校の出席日数と認め、民間施設への通学定期の適用を認める前進があった。しかし、一貫して学校復帰政策は変わらず、不登校の子どもの気持ち・意志・自己決定は尊重されずに、学校復帰のための手が打たれていた。そのため、学校の相対化は進まず、子ども自身も自己肯定感が持てずひけめや自責感を持ち続け

るという状況にある。今年1月JDEC(日本フリースクール大会)で学校教育法に並ぶ新法(仮称・オルタナティブ教育法)の制定を求める「フリースクールからの政策提言」を採択した。

2】児童養護施設など福祉施設の20年の検証と展望

井上 仁さん(日本大学)

子どもの権利委員会の勧告で指摘されたとおり、施設の子どものプライバシー確保の問題において、大阪府、東京都、神奈川県などが作成した「子どもの権利ノート」にはプライバシーの確保に関する項目があり、説明はされているが施設の設置最低基準の見直しが行われていない。多くの施設では1部屋に複数の子どもが起居し、鍵すら設けられていない。また、集団的処遇を基盤としての施設運営が続いており、生活管理においても子どもの個々のプライバシーの確保などは処遇面における配慮などにおいてもすすんでいない状況もみられる。要保護児童の措置は施設中心の状況に変化はなく、むしろ児童虐待防止法以後は施設入所が急増している。施設児童の60%以上が被虐待(全国平均)の子どもが集まってきている中で、厚生労働省専門委員会においては地域小規模養護施設や里親・ファミリーグループホーム等への移行を考えているが、多くの子どもたちは施設での生活を余儀なくさせられている。

施設の子どもの権利を守るシステムは入所児童の急増で必ずしも顧みられていない。子どもの意見や利益を尊重する措置や処遇が児童養護施設・児童自立支援施設では法制度としての自立支援は言われていても現実の効果として成り立っているかは疑問である。しかしながら、子どものセーフティネットに対する関心を高め、子どもの権利基盤が構築されてこそ子どもの最善の利益の確保につながるのではないだろうか。子どもの権利基盤からのアプローチという視点が必ずしも確立されておらず、社会の緊急避難的な対応が目立っている。分権化が進む中で地域の格差の拡大も心配ごとである。

3】自治体レベルでの子ども施策の20年の検証と展望

ー川崎市子どもの権利に関する条例を軸としてー

小宮山健治さん（前・川崎市市民局長）

条例制定に向けた準備期には各部署ごとの施策体系中心で、所管部署の閉鎖的な施策展開などにみられる縦割り行政の限界が感じられたが、子どもの権利条約の国内批准を契機としたネットワークづくり、教育関係者と地域関係者との具体的な取り組みとしての人権尊重教育推進会議が活発に動いた。子どもの権利条約紹介パンフレットの作成配布、自治体シンポジウムでの講演と教職員研修での子どもの権利条約の学習、条例制定を視野に置いた福祉中心の子ども計画づくりなど、子どもの権利の視点を位置づけた活動を展開した。他方95年の地方分権推進法(地方分権一括法)などの動きに見られるような分権型社会に向けた動きなどが新たな市民参加型の条例づくりの機運をつくった。97年市民局、健康福祉局、教育委員会、総合企画局などの関係局で幹事会を設置し、子ども関連計画相互の連携や市民参加・子ども参加を確認し、教育委員会が条例制定の担当事務局となった。諮問機関の設置、子ども権利条例調査研究委員会と条例検討連絡会議、市民集会、子ども集会、子ども委員会、市民サロン、関係者との意見交流会など2年近い審議で、理念と新たな制度を含めた川崎らしい子どもたちの思いと願いを大切にしたい総合条例をめざした。条例案は教育委員会と首長事務局との共同提案で2000年12月市議会定例会にて全会一致で可決成立し、翌2001年4月に施行。庁内に4局、3区役所、15課による子どもの権利施策推進部会を設置した。

条例に基づく主な施策と事業等では①青少年団体、PTA、人権擁護委員等による実行委員会組織で子どもの権利の日(11月20日)の講演会などの事業②条例パンフレット配布などの広報③学習資料の作成と配布で学校での権利学習の支援④子どもの居場所拠点としての子ども夢パークの開設⑤子ども会議の実施⑥子どもの意見を学校運営に反映させる児童生徒参加の学校教育推進会議の設置運営を全市立の小中高校に⑦人権オンブズパースン条例の制定⑧子どもの権利に関する行動計画の策定⑨子どもの権利の保障状況の検証・答申・措置などがある。

条例を活用した取り組みから見てきた事項として①組織横断的な施策展開の効果②子ども施策としての事業化の法制根拠になること③関連する制度や仕組みの理論的裏付けになること④制度や仕組み相互を関連付け相互に補完しあうことが可能になること⑤市民、議会、行政の合意であることで施策の継続性、安定性の確保⑥行政と市民との協働の契機となること⑦施策・事業の検証と行政側の自己評価に活かせる等。最後に変貌する社会状況の中での課題として、国連採択20年を迎えるが時間の経過だけでは権利保障は成熟しない、子どもの権利をめぐる子ども甘やかし論があり、子どもを取り巻く環境や生活状況の変化、地域コミュニティの希薄化や地域力の低減等々たくさん考えられる。権利条例に関わる課題は全般的に条例認知度の減少傾向、条例制定時の施策や事業の形骸化を避ける工夫・改善が考えられる。さらに個々の制度や仕組みの運用面や条例を育てる取り組みに向けての課題も残された。

4】子どもの権利条約採択20年の検証と展望

ー子ども情報研究センターの歩みと見えてきたことー

田中 文子さん（子ども情報研究センター所長）

以下は現在センターと行政との協働プロジェクトである。

○親と子のふれあい広場

○ファミリー子育てなんでもダイヤル：06-6577-1001

水曜日

○子ども家庭相談室：06-6577-1001 月・火・木曜日

○チャイルドラインOSAKA：0120-99-7777 金曜日

○ティーンズ・ホットライン メール版ユアボイス

○編集・出版事業：月刊 子どもとおとなのパートナーシップ誌「はらっぱ」

○子ども家庭サポーター協議会

○児童生徒被害者救済システム事業

○ホットスペース事業

子ども情報研究センターは1977年に乳幼児発達研究所として設立。1994年に現在の名称に変更。その間に「子どもの人権一国連子どもの権利条約を読む」「SOS！子どもの人権一こどももおとなも、子どもの権利条約」発刊。なお「こどものけんり大阪フェスタ」などの子どもの権利に関するイベントを多数開催している。以上の事業の中から学んだ事項としては子どもの権利擁護にどう取り組むかであった。

①子どもの声を聴くことの大切さについての共通理解の拡大ー権利侵害を受けた子どもの気持ちを大事に考えてきたが、子どもの発言が難解で、その子どもの権利侵害に対する訴えが取り上げられないことがあった。

②子どものアクセス権の保障ー子どもが「イヤ！」「ヤメテ！」と言っているのだということ。そして子ども自身が感じたことを安心して話せる相談窓口が必要である。

③学校関係者との信頼関係の構築ー第三者の相談機関は一方的に学校を批判し、追及し、裁いたりするのではなく、子どもの気持ちや意思を代弁し子どもの最善の利益の実現に向けて学校などと連携を目指すものである。

④第三者の意義についての共通理解の拡大ー学校などにおける子どもの人権侵害の救済を目指すときは実施機関、関係機関から独立した第三者性の確保が重要である。

⑤子ども・家庭の権利擁護の観点に立って、他のシステムとの連携の推進ー子ども支援と保護者支援は不可分に結びついていて、自己のシステムだけで解決が困難な場合がある。そんな時には他のシステムとの連携でうまく進めることができる。

コーディネーターから各シンポジストに追加発言を求めた。「子どもの発信力が落ちているのが心配（井上さん）」「子どもは安心して暮らしていない。おとなは子どもの権利条約に沿った子ども観をもってほしい。ペルーの子どもは子どもの権利条約が自分を守る道具だと自覚している（奥地さん）」「安易にNPOが利用される傾向があると云ったが、お互いに認め合って進めたい(田中さん)」「ネットワークづくりは焦らないで。子どもの権利条約はドーナツ型になっていて、ある条文だけが重要なのではなく全部そろって重要なんだということがわかったと子どもが発表していた。さまざまな人とのつながりを広め、深める必要がある。(小宮山さん)」

(好光 紀)

子どもの権利条約採択20年と日本の自治体

高 木 章 成 (法政大学大学院)

2000年に神奈川県川崎市で「子どもの権利に関する条例」が制定されて以降、同種の子どもの権利の総合的保障の理念としくみを盛り込んだ条例（総合条例）が各地で制定されており、今月中には20を超える見込みです。また、条例に基づく子どもの人権救済機関の設置、子ども参加の憲章づくりなど、それぞれの自治体独自の取り組みも見られています。

その背景には、自治体の役割を強める地方分権改革や少子化対策・次世代育成支援の要請がありますが、子どもの権利条約が日本の自治体に与えた影響を見て取ることもできます。自治体の主体的な取り組みによって、地域に子どもの権利を根付かせようとするものです。

日本の自治体は、子どもの権利条約をどう受け止め、普及→適用→定着→展開を図ってきたのでしょうか？

ここでは、条例づくりを中心に、権利条約が日本の自治体に与えたものを考えてみます。

子どもの権利の普及とその担い手

次のページに掲げたように、昨年は5つの自治体で総合条例が制定され、10を超える自治体で条例づくりが進められています。その中には、川崎市をはじめ首長が公約し職員が市民参加を進めたもの、札幌市のように首長の動きを市民が支えたもの、東京都日野市や小金井市のように市民が行政に働きかけてつくられたもの、三重県名張市のように議員提案によるものなど、様々な担い手によって条例がつくられています。

また、三重県ではNPOが県や津市に協働を呼びかけ、福井県越前市では市民団体が条例案文を作成して市に提言し、これから条例づくりが進められようとしています。

子どもの権利の適用・定着

条約採択以前から日本の自治体は、独自の政策領域として「青少年」の健全育成や愛護の条例を制定してきました。この点では、日本の自治体は中央政府（国）に先んじて、「青少年」に着目していたといえます。

ただ、これらの健全育成条例は、有害図書規制したり、いわゆる淫行規定を置いて、青少年を社会悪から保護しようとするものです。昨今のケータイ禁止や有害サイト規制の動きもこの流れにあるものです（広島市青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例など）。さらに進めて、青少年の責務や心構えのような在り方を条例に決めようとするものも見られます（堺市子ども青少年の育成に関する条例など）。

これに対し、子どもの権利条例は、権利条約の理念を受け

て「子ども」を権利の主体と捉え、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利を地域の中で具体化していこうとするものです。特に、「子ども」を権利の主体と捉える以上、子ども会議やワークショップ、出向き調査などの方法で、条例づくりの中でも子ども参加が様々な形で試みられています。また、条例の普及活動の中でも、子ども参加が取り組まれることになります。

おとなが子どもに与えたり、子どもを管理するための条例ではなく、子ども自身がおとなと協力して、子どもの権利を考え、実現していく条例なのです。ところが、おとなはどうしても子どもに在り方を示したくなってしまいます。「子どもの権利」の名目で、子どもの在り方を示そうとする条例づくりが最近、見られます（本誌92号参照）。

自治体における子どもの権利の展開

これらの動きに対応して、子どもの権利条約総合研究所は2002年以来、「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムを開催するとともに、若手研究会を設置し全国の条例を分析することで、条例づくりを進めようとする自治体・市民を支援してきました。

自治体シンポジウムは第7回を数え、昨年10月には世田谷区で開催されました。「子ども支援の総合化～次世代育成支援後期行動計画策定に向けて」を全体テーマとしたシンポジウムと、子ども計画の実施と評価、子どもの相談・救済、子ども虐待への対応など7つの分科会が2日間にわたって開かれて、子ども政策に取り組む自治体職員、市民、専門家が情報交換と交流を深めました。

同研究所では、これらの実践的な自治体研究の成果を基に、昨年は『子ども条例ハンドブック』を、今年は『子ども計画ハンドブック』を刊行しました。『子ども計画ハンドブック』は、来年度が次世代育成支援対策推進法に基づく後期計画づくりの年であることを念頭に、子ども計画の位置付けや子ども参加の策定方法を提案し、各地の計画づくりや実施過程を検証しています。

2009年度は、次世代育成支援の後期計画づくりの年です。多くの自治体では、アンケートやニーズ調査、市民委員の公募など、計画づくりの準備作業が進められています。小中学生がいる家庭には、自治体からのアンケート用紙が届いているかも知れません。

今、全国の自治体は、この計画づくりで子どもの実態を踏まえつつ、「子どもの権利」の視点をいかに盛り込み、子ども

支援につなげていくかが問われているといえます。計画によって、自治体の子ども政策・各種の取り組みを見通して総合化していき、できれば子どもの権利条例やオンブズ条例を目指すことができるのか、条約採択20周年の年に、自治体、地域のNPO、市民の動きが、ますます重要になっています。

【昨年制定された子どもの権利条例】

- ・[名古屋市] なごや子ども条例（3月）
- ・[新潟県] 上越市子どもの権利に関する条例（3月）
- ・[東京都] 日野市子ども条例（6月）
- ・札幌市子どもの最善の利益の実現のための権利条例（11月）
- ・[福岡県] 筑前町子どもの権利条例（12月）

【今年策定中の子どもの権利条例】

- ・[東京都] 小金井市子どもの権利に関する条例（3月成立）

- ・[宮城県] 石巻市子どもの権利に関する条例（3月議会提案）
- ・[岩手県] 遠野市わらすっこ条例（3月議会提案）
- ・[北海道] 北広島市子どもの権利に関する条例
- ・[東京都] 国分寺市子どもの権利に関する条例
- ・[東京都] 西東京市子どもの権利に関する条例
- ・新潟市子どもの権利に関する条例
- ・[石川県] 内灘町子どもの権利条例
- ・[愛知県] 日進市子どもの権利に関する条例
- ・[愛知県] 幸田町子どもの権利に関する条例
- ・三重県子どもの権利条例（条例名未定）
- ・[三重県] 津市子どもの権利条例（条例名未定）
- ・広島市子どもの権利に関する条例
- ・[福岡県] 筑紫野市子ども条例
- ・[福岡県] 福津市こども条例

次世代支援の後期行動計画策定・見直しへの必読書！

子ども計画 ハンドブック

子どもの権利研究

第14号

2009.2

子どもの権利条約総合研究所／編集

- 子ども計画を位置づける●
- 子ども計画をつくる●
- 子ども計画に盛り込む●
- 子ども計画を推進・評価する●
- 子ども・子育て支援計画の実際●

販売価格 2,000 円（送料込み）

購入申し込み：購入申込書に必要事項を記入の上、郵送またはFAXしてください

子どもの権利条約総合研究所

162-0052 東京都新宿区戸山 1-24-1

早稲田大学文学部 33 号館 1576 研究室気付

TEL/FAX 03-3203-4355

18歳成人について両論併記

—法制審議会民法成年年齢部会中間報告

菅 源太郎 (NPO法人Rights代表理事)

法制審議会で審議

18歳成人・選挙権にむけた準備は、第90号(2007年12月)既述のように国民投票法(日本国憲法の改正手続に関する法律)の成立・公布を受けて内閣に各府省の事務次官らで構成される「年齢条項の見直しに関する検討委員会」が設置され、遅くとも2010年の通常国会への関連法案提出をめざして所管官庁ごとに関係法令を検討しています。

なかでも国民投票法で具体的に例示された民法と公職選挙法の動向が注目されてきましたが、昨年2月に鳩山邦夫法相(当時)の諮問を受けて民法の成年年齢引き下げの是非を検討してきた法制審議会民法成年年齢部会(部会長・鎌田薫早大教授)は12月に中間報告をまとめました。部会は昨年3月から、教育関係者、消費者問題関係者、労働関係者、若者を研究する社会学者・発達心理学者・精神科医などのヒアリングおよび高校生、大学生との3回の意見交換などをつうじて審議しています。

民法の論点と世論調査

民法で成年を基準とする主な規定は、契約など法律行為の制限(5条)、婚姻についての父母の同意(737条)、普通養子縁組の養親(792条)、父母の親権(818条1項)などが挙げられます。日本では太政官布告(1876年)をへて民法(1896年)で成年年齢を20歳と規定していますが、民法制定時の欧米の成年年齢は21・24・25歳で、平均寿命や精神的成熟度を考慮して欧米よりやや低い20歳に決めたと思われます(欧米各国は1970年前後に相次ぎ18歳に引き下げ)。

昨年7月には18歳以上を対象に内閣府の世論調査が実施されました。ここでは具体的条項の引き下げを問い、契約年齢(5条)は賛成19.0%・反対78.8%、親権に服する年齢(818条)は賛成26.7%・反対69.4%との結果でした。ただ成年年齢の根幹ともいえるべき契約年齢では反対のうち条件整備されれば賛成が44.0%を占めました。

多くの論点が両論併記

こうした世論の状況などから、中間報告では利点とともに契約年齢は消費者被害が拡大する、親権に服する年齢はニートやフリーターなど自立が困難な若者がさらに困窮するなどの懸念を挙げています。そして成年年齢引き下げの如何を問わず、こうした懸念を解消するための施策・教育の充実を政府に強く要望しています。

注目の国民投票年齢・選挙年齢との関係では、憲法15条3項が未成年者の選挙権を禁じておらず、国民投票法制定における民法と参政権の判断能力は一致すべきとの国会答弁についても、成年後見の被保佐人・被補助人への選挙権付与を挙げて、民法の行為能力制限者への選挙権付与を禁じてはいないとの立場から「民法の成年年齢とは必ずしも一致する必要がない」との意見で一致しました。

そのうえで成年年齢引き下げによる若年者の社会参加・自立の促進、諸外国の成年年齢との一致、施策・教育の充実と成年年齢引き下げの先後、引き下げる場合の年齢などについて、部会の意見が分かれたとして両論併記となっています。

総務省の立場と今後の動向

公職選挙法を所管する総務省は、民法を所管する法務省とちがって国民投票法附則3条の規定で、すでに選挙権年齢を引き下げる方向性が国権の最高機関たる国会の意思として法律に示されており、審議会への諮問や世論調査は考えていないとの立場から法制審の議論を注視しています。そのうえで成年年齢が引き下げられない場合に選挙権年齢だけを引き下げる法改正が可能かどうかは、国会で議論されるとの見解です。

法制審は一般からのパブリック・コメントを受け付け、2月から最終報告にむけた会合を再開しています。今後は法制審の最終報告を受けて、内閣「年齢条項の見直しに関する検討委員会」を中心に関係法令の検討が本格化すると思われます。その際は満20歳および成人を基準とする法令だけでなく、子どもの権利条約を踏まえた子どもから大人への年齢に応じた権利保障の観点で関係年齢全般を対象にすることが期待されます。

法制審民法成年年齢部会ウェブサイト(議事録や配布資料など掲載)

http://www.moj.go.jp/SHINGI/seinen_index.html

第3回子どもと青少年の性的搾取に反対する 世界会議とCSECジャパンフォーラム

森田明彦 (東京工業大学)

昨年11月25日より28日まで、ブラジルのリオデジャネイロ市において、第3回子どもと青少年の性的搾取に反対する世界会議（リオ会議）が開催されました。世界中から3000名が参加したこの会議は、1996年のストックホルム会議、2001年の横浜会議のフォローアップを目的とするもので、ストックホルム会議と横浜会議と同様に、子どもの商業的性的搾取の根絶を目指す国際NGOであるECPAT、ユニセフ（国連児童基金）、子どもの権利条約のためのNGOグループ、そして主催国の政府（今回はブラジル政府）による4者共催というユニークな形で実施されました。

私は、2001年の横浜会議では主催者の一人（財団法人日本ユニセフ協会広報室長）として子ども・若者プログラムおよび日本国内のNGOの窓口業務を担当しました。政府、国際機関、NGOが対等な共催者として国際会議を企画・実施するのは、当時の日本では本当に大変なことで、日本政府とNGO・国際機関の間で長時間にわたる難しい交渉・調整が続けられたことを今でもよく覚えています。その意味で、7年後にリオ会議が開催されたことは、この問題の解決に向ける関係者の熱意が本物であったことの証左であると私は感じています。

私は、また、横浜会議において世界35カ国から集まった93名の子どもと若者達と9泊10日を共に過ごすという貴重な経験をさせていただきました。子ども・若者代表が言葉の壁、年齢のギャップから生じた様々なトラブルを乗り越えて最終日を迎えた時の感動は今でも昨日のことにように覚えています。

横浜会議に日本の子ども代表、若者代表あるいはファシリテーターとして参加した仲間達の多くは、その後も児童労働、子どもの人身売買、HIV/AIDS問題、さらに青少年の社会参加全般に関わる活動に取り組んでいます。私が、2004年春に日本ユニセフ協会を辞めた後も、「子どもの権利活動家」として活動を続けてこれたのは、横浜会議を通じて知り合ったこれらの若者たちの活躍ぶりに励まされ、勇気づけられてきたお陰です。

これらの若者が中心となって、リオ会議の帰国報告会も兼ねたCSECジャパンフォーラムという、大きなイベントが昨年12月7日に横浜で開催されることになり、私は、このイベントのパネルディスカッションのモデレーターを務めることになりました。

1・リオ会議

リオ会議は、11月25日夕方のオープニングから始まり、日本政府代表として西村康稔外務政務官が挨拶をされました。残念だったのは、子どもポルノの単純所持等を処罰化することを求める児童買春・児童ポルノ等禁止法改正案がリオ会議までに国会で成立せず、この点をリオ会議で報告できなかったことです。日本は、横浜会議のホスト国を引き受けたことを含め、子どもの商業的性的搾取問題に積極的に取り組んできました。リオ会議でも、日本ユニセフ協会の東郷良尚副会長が買春ツアー撲滅を目的とする「行動綱領（code of conduct）」プロジェクトに関する日本の積極的な取り組みを分科会で紹介し、この面では取り組みが遅れている米国の政府関係者が東郷副会長にアドバイスを求めるシーンもありました。したがって、日本が子どもの商業的性的搾取問題の全ての分野で世界に遅れを取っているわけではありません。但し、リオ会議の最終文書は、子どもポルノの所持のみならず、閲覧やアクセスについても処罰化することを求めており、この点で日本が早急な対応を求められていることは間違いありません。

ちなみに、日本ユニセフ協会が1998年12月4日に主催したユニセフ・グローバル・フォーラム公開ワークショップにおいて、タイのヴィティット・ムンターボーン教授（チュロンコン大学）は日本は子どもポルノの単純所持の処罰化が必要であると発言しています。その後、11年が過ぎました。議論を尽くすには十分な時間であったように思います。

翌日（26日）朝の第1回目の本会議では、ECPAT国際議長であるアミハン・アブエバさんが報告を行いました。

アミハンさんは、子どもの商業的性的搾取に対する2001年以降の世界的な法整備（パレルモ条約、子どもの権利条約の子ども買春選択議定書、ILO182号条約）の成果に言及したあと、被害者となった子どもに対するケアや回復支援は国際的基準に則って行われるべきであると強調していました。

さらに、子どもを人身売買から保護するさまざまな技術が2001年以降開発されたこと、人身売買問題に取り組むための国内制度の整備が進んだこと等、広範囲な良い実例が蓄積されたことを評価しつつ、それらの人身売買問題に対する取り組みが人身売買の被害者となった子どもに対する十分な関心なしに進んでいることに懸念を表明しました。

さらに、アミハンさんは、子どもの人身売買については十分な証拠がないこと、人身売買の被害者として子どもを認定

する上での困難など、現在、世界が直面している具体的な課題を次々と列挙し、現在多くの先進国が人身売買被害者を送り出し国に帰国させることを最優先にしている点を批判して、被害者が帰国した際に直面するであろう危険（リスク）を十分に調査した上で、帰国させるべきかどうかを決定すべきであると提言しました。

アミハンさんは、また、人身売買の需要サイドを理解することの重要性、効果的な保護制度の確立の重要性にも言及し、人身売買に関する法律の影響（インパクト）について評価する必要があると述べ、最後に子どもの性的搾取問題を解決するためには、子どもへの暴力を促進している社会や個人の価値観や信条を変えなければならないと訴えました。

今回の世界会議の主要なテーマは、①性的搾取の形態とその新たなシナリオ、②法的枠組と説明責任、③統合的な分野横断的政策、④企業の社会的責任のイニシアティブ、⑤国際協力のための戦略の5つでした。そのうち、第1のテーマ「性的搾取とその新たなシナリオ」に基づく分科会の中でもっとも多かったのがICT(情報通信技術)を活用した子どもポルノと子どもの人身売買を取り上げたものでした。

横浜会議の前に世界各地で開催された地域会合でも、新しい情報通信技術の発展によって深刻化している子どもサイバーポルノ問題と、子どもの人身売買という2つの課題が最も緊急かつ重要な問題として取り上げられました。

リオ会議では、子どもの性的搾取問題における最重要な課題が、依然、この2つであることが確認されたわけです。

一方、子どもの性的搾取問題に取り組む主体の多様化が進み、政府、市民社会、学校、家庭、青少年に加え、企業の役割が増大していることが強調されたことも今回の会議の特徴でした。

また、前回の横浜会議には93名の子どもと若者が正式な代表として参加しましたが、今回のリオ会議にも300名の子ども達が参加、本会議、分科会の両方で活発な発言を行いました。このような国際会議への子ども参加は、日本ではすぐに「お飾り」「形式的」と批判され勝ちです。しかし、子どもに影響を与える全ての政策の決定過程に子どもの意見を反映させるようとする、その真摯な精神は素直に学ぶべきものと私は考えています。

2. CSECジャパンフォーラム

リオ会議の直後、12月7日に横浜で開催されたCSECジャパンフォーラムは、アジアの女性と子どもネットワーク、国際子ども権利センター、てのひら～人身売買に立ち向かう会、ポラリスプロジェクトから成る実行委員会によって企画・開催されました。前者2団体は横浜会議の前からこの問題に取り組んできたNGOですが、後者2団体は横浜会議以降に設立された新しいNGOです。ここにも、日本社会におけるこの問題に対する関心と取り組みの広がりを見ることが出来ます。

日本ユニセフ協会、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、さらに駐日ブラジル大使館、駐日スウェーデン大使館、駐日アメリカ大使館等の後援を得たこのイベントには、リオ会議に参加したECPAT/STOP子ども買春の会共同代表の宮本潤子さんと国際子ども権利センター代表理事の甲斐田万智子さん、さらに地元神奈川で「人身売買からラオスの子どもたち

を守る」キャンペーンを展開中の日本ユニセフ協会神奈川県支部事務局長の谷杉佐奈美さん、虐待などに遭った困難な状況にある子どもたちを支援するための施設、カリヨン子どもの家の理事長を務める弁護士の坪井節子さんがパネリストとして参加しました。

日本人男性による海外での子ども買春問題に長年取り組み、2004年に日本国内の虐待児童の保護施設であるカリヨン子どもの家を立ち上げた坪井節子さんは、1991年には1000件であった日本国内の児童虐待件数が、2007年には4万件に達したという統計を示し、このような虐待から逃れようとして家庭を逃げ出した子ども、特に女子は性産業しか行き場がないという日本の現状を紹介されました。実際にカリヨン子どもの家がこれまで保護してきた130名の青少年のうち4分の3が15歳から19歳までの女子であり、多くが性虐待の被害者であり、被害者には裕福な家庭の子どもから貧困家庭の子どもまで様々なケースがあったそうです。

日本国内で近年深刻化している児童虐待と子どもの商業的性的搾取が「虐待された子どもの居場所」としての性産業を通じて密接に繋がっていることを指摘した坪井さんのお話しは、子ども買春、子どもポルノ、性的目的の子どもの人身売買が海外の問題であるだけではなく、日本国内の私達自身の問題であることを明らかにしました。

今年は「国連子どもの権利条約」採択20周年です。最も困難な状況下にある子ども達に対する支援策が、子ども達の声を踏まえて策定され、迅速に実現されることを願いたいと思います。

闇の子どもたちをなくすためにできること

—子どもの権利条約セミナー—

渡 邊 奈美子 (シーライツ／国際子ども権利センター理事)

シーライツ (国際子ども権利センター) では、12月20日に代表の甲斐田万智子、副代表の荒牧重人による勉強会を行いました。

荒牧さんによる「自分を大切に思う気持ち—日本の子どもと自己肯定感」と題されたお話では、自治体での調査から、日本の子どもたちは自己肯定感が低いことが問題提起されました。自己肯定感とは、自分を大切に思う気持ちで、まわりから大切に思われているという実感や人から必要とされているという感覚です。これらは人間として生きていくうえで不可欠な感情であり、権利・人権の基盤です。こういう実感がないと、いくら権利の話をして通じないそうです。

今の日本は社会全体として、自己肯定感を高めにくい社会であるとの指摘もされました。このような社会を変えていくためには、子どもの権利の「実践」が必要です。いまこそ、権利をエンパワメントにつなげることが求められています。子どもの権利は、権利の相互尊重から、子ども同士、子どもと大人の関係性を変え、豊かな関係をもたらします。「お互いを尊重する気持ちがなければ、人権社会は作れない。人権とは、共に生きることなのだ。」という荒牧さんの言葉が印象的でした。

そして、「子ども参加の機会が、エンパワメント／自己尊重につながる。被害から立ち直る主体、問題を解決する主体となり、成功したり、悩んだりしながら、新しい自分を発見し、それが自分を大切に思う心につながり、同時に、ほかの人を大切に思う気持ちにつながる。こういった自分を大切に思う気持ちを持ちながら生きていける社会をつくるのが大人の役割だ」と話されました。つまり、子どもの権利は自己肯定感・自尊感情を向上させ、子どもの成長に寄与だけでなく、人権社会をつくるために効果的だということがわかりました。

次に、休憩をはさんで、再びグループに分かれ、子ども買春や人身売買の被害に遭う「闇の子どもたち」がなぜ生まれてしまうのかという原因を話し合いました。男尊女卑の文化、貧困、知識のなさからだまされてしまうこと、加害者の自己肯定感が低いために、自分よりも弱者をいじめてしまうこと、子ども自身が自分を常に大人に従う存在と考えていることなどの意見が出され、おとなも子どもも自分は大切な存在であるという意識を強く持つことがひとつの予防になるのではないかという意見も出ました。

その後は、甲斐田さんによる「子どもに対する暴力と子どもの権利～性的搾取から守られる権利に焦点をあてて～」と題したお話がありました。

国連の子どもに対する暴力研究報告書では、暴力は様々な

場所で起こるとされています。幼児婚やFGM (女性器切除) も文化という名のもとに容認するのではなく、常に子どもの最善の利益を考えて判断しないといけないと話されました。同様に、アジアでは年長者を敬う文化がありますが、文化や慣習だからという理由で、子どもが売られる理由にはなりません。「文化」という言葉の持つあいまいさに気をつけなければならないことがわかりました。

子どもの商業的性的搾取の定義から始まったお話は、カンボジアの性的目的の人身売買と日本人の関わりについての解説から、子どもの性的搾取に反対する3つの世界会議に及びました。1996年にストックホルムで行われた第1回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議、そして2001年に横浜で行われた第2回世界会議、そして2008年11月末に行われたブラジルでの第3回世界会議について、それぞれの概要とその後の変化が報告されました。第3回会議にはブラジル大統領も出席し「性教育は子どもにとって食事と同じくらい大切」とスピーチをしました。

そして、カンボジアでのNGOの実践から、子どもの権利を知ることは、子どもを守るだけでなく、おとなにとっても自分の権利を知ることにつながり、大人にとっても大変メリットであるという話をされました。(カンボジアでの実践については、詳しくはNCRCニュースレター No.93甲斐田万智子をご覧ください。)

最後には日本の責任と私たちにできることを話して終わりました。「暴力の連鎖を止めるためには、あらゆる暴力にノーと言うしかありません。社会における子どもに対する暴力は、子どもはおとなから暴力を受ける低い存在という暗黙のメッセージになってしまうので、あらゆる暴力にNO!と声を上げていくことから始めよう」との提案がありました。

◆参加者の声

- ・子どもに自己肯定感を持ってもらうには、まずは周りにいる大人たちが自己肯定できていなければいけないのではと思いました。(団体職員、女性、28歳)
- ・自己肯定感と子どもの権利と結びつけることの重要性について改めて気付かされました。(団体職員、女性、28歳)
- ・子ども買春は一見海外の問題ととらわれがちですが、子どもの権利侵害という視点で自分たちの問題としてみることでできて良かったです。
- ・日本でもインターネットホットラインセンターに通報すれば悪質なサイトが摘発されると聞き自分にできることとしてやっていきたい。(女性)

子どもの参加ファシリテーター入門ワークショップ

～子ども活動の支援者の技術・役割・姿勢を考える～

2009年2月7日（土）10：00～16：00 国立オリンピック記念青少年総合センターに於いて、遠くは北海道の札幌からの参加者を迎え、スタッフを加えて17名の参加で開催しました。



【はじめに】 ファシリテーターの林大介さんと長谷部真琴さんから今回のワークショップの流れと今日の目的の確認として、①自己理解から他己理解そして相互理解へ ②子どもの権利条約からみた子どもの権利 ③子どもとおとなの人間関係のあり方 ④ファシリテーターについてお互いに楽しく、できるだけ参加して、一人ひとりを尊重して学んでいきましょうと紹介を兼ねての説明がありました。

【プログラム】 参加を促進するための多様な手法のなかから、アクティビティ①「一番〇〇な人は？」「仲間づくりゲーム」「〇〇と××、どっちが好きそう!？」「部屋の四隅」を用いて「好きな季節」「犬派と猫派」などのテーマでアイスブレイキングを兼ねての意見交換をしたり、他人から見える自分の第一印象を知り、お互いを知り合って、思い込みに気づくなどのワークを行いました。アクティビティ②「子どもの参加の意味と意義」から子どもとおとなの強みと弱みに4分割して、参加者の意見を出し合いました。アクティビティ③1枚の写真を利用しての「子どもの思いを聴くとは？子ども参加の意味を深める」では聴くことの意味、積極的に聴くために心がけるべきこと、おとなが子どもの声を聴かないときはどんな時？子どもの思いを聴くために必要なことは、なぜ子ども参加が必要なのかについて参加者と意見交換をしました。最後にファシリテーターの役割、技術、資質、子どもとの向き合い方、支援と指導の違い、支援にとって必要な要素についてのまとめがありました。

◆参加者の感想

学習塾でアルバイトをしており、子どもたちとより良い関係を築きたいとの思いから参加しました。生徒たちは、学校や家庭で問題を抱えるなど、それぞれ様々な状況にあります。ある生徒が授業のない日に塾に来ました。塾が彼女の「居場所」だからだそうです。それ以来、塾が生徒たちにとっての居心

地の良い場所となるよう心がけてきました。

ワークショップでは他の参加者の方々の積極的な姿勢に刺激を受けました。また、奥深い意見がたくさん聞けました。中でも印象に残っているものは、子どもと大人の知識や経験の差は単なる「違い」であり立場は対等だということ、ファシリテーターが必ず上手いく方法はないのでコミュニケーションが大切だということ、子どもは豊かな発想力と本質をついた発言をしてくれる地域の「財産」であるということ、子どもに優しい社会は弱者全体に優しい社会だということ、です。子ども参加と真剣に向き合った時間は大変有意義でした。

ワークショップに参加してからは、より子どもたちと「対話」することを気にかけています。アルバイトのみならず、社会に出てから、母親になってからも、ここで共有したことを心に留めていきたいです。（20代女性）

◆参加者の声（抜粋）

- さまざまな団体からの参加者のさまざまな考えが伝わってきてよかった。
- 子どもたちのことを思い、又、大人を思う子どもたちがたくさんいて、権利⇒あたりまえ、が多くの人々に理解してほしい。
- 今おわって感じることは、概念とか子ども参加について、すでにどこかでWSを受けてたりすると、同じようなのをしただけという感じがしたので、もう少し「ファシリテーター」というテーマにしぼってもらえたらよかったかと…。
- 子ども参加について、さまざまな団体や職場が関わって取り組んだり、取り組もうという動きがあることがわかりました。それ自体新鮮でした。
- ファシリテーターには、いろいろなスキルがあるものの、やはり、多様なファシリテーターがいてこそ、子ども参加

の可能性が広がると思います。このため、一定のスキルの習得による質の確保と多様性の確保という2つの方向性をあわせて追及する必要があると思いました。

- ・環境や貧困問題以外に、子どもたちについても熱心に取り組んでいる方がたくさんいることを知って新鮮でした。問題を世界中で協力して解決するといった、大きな規模の話はよく聞きますが、「地域」という身近な単位も大切だとわかりました。本日考え、感じたことは、親になった時にも

役立ちそうです。

- ・見事なファシリテーションで豊かな人間関係と豊かな学びができました。参加者それぞれが存分に語りあえたと思います。もちろん、時間の制約内ですが。
- ・子ども参加をひき出すファシリテーターへの道は遠いかもしれませんが、楽しさは想像できました。少しずつ体感する機会を増やして、一緒に参加できるようになりたいです。

お知らせ

XXXXXXXX 子どもの権利条約採択20周年記念 5月イベント XXXXXXXX

「子どもの権利条約 子どもの20年」

条約と共に誕生した子どもたちも今年で20歳になります。

果たして条約の理念は子どもや子どもを取り巻く大人たちの間に浸透したのでしょうか。

CRCを子どもとして学び、活動してきた世代がその後、CRCの精神に触れたことでどうなっていったのか、、、この間に何らかの形で社会に向けて意見表明をしてきた、かつての子どもたちに経験談を聞いてみませんか。今を生きる子どもたち、子どもに関わる大人たち、そしてかつての子ども達と共にこの20年を振り返ります。

5月17日(日) 早稲田大学 第1会議室(正門正面) 13時(受付12時半)から17時

【参加費】 大人:1,000円(会員800円) 18歳未満:500円(子ども・学生会員無料)

申し込み方法:郵便、メール、電話。

子どもの権利条約ネットワーク事務所

TEL&FAX: 03-3724-5650 E-mail: info@ncrc.jp

(事務所オープン:月・木 12:00~17:00)

編集後記

先日、豊島区内で「子どものまちミニいけぶくろ」が開催された。200人を超える子どもがミニいけぶくろの住民として、「おもしろさ」を追及したまちづくりを展開した。

当日までに中、高校生10名が議員として企画し準備してきた期間は、のんびり1年間。途中から参加した小学生5、6年生の7名は、斬新かつ強引(笑)なアイデアで、さらに会議をかく乱。ところが、全体を引っ張っていくようなリーダーはいらない、というのが彼ら全員の意見だった。ある日の会議を覗いた地域のおとなは「各自が好きなことを言ったりやったりでバラバラだが、なぜか不思議な一体感がある」と感想を寄せてくれた。ファシリテーターとしては、葛藤と感動が入り混じった1年間でもあった。

当日は豊島区副区長や教育長らも訪れた。教育長は、キャリア教育として効果的な取り組みとの評価。親たちからは、前回のような「サービスが悪い」というクレームはなく、多くのおとなが、子どもたちによる「おとなのための講座」に興味深く受講していた。

「ミニいけぶくろ」は、小さな規模だが定着しつつある。「楽しいイベント」としてだけでなく、地域社会にとっても必要な「子ども観」へのきっかけであってほしい。(N.K)

■ニュースレター 94号に誤りがありました。関係者の皆様、読書の皆様に対し、深くお詫びいたします。

- ・11ページ 右写真のキャプション

誤「松平千代一」→ 正「柳平千代一」

- ・同 「子どもだって社会の一員」の執筆者名

誤「藤森沙希」→ 正「藤森沙季」

「子どもの権利条約」No.95

2009年3月15日発行

★発行(季刊・年4回)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール info@ncrc.jp

ホームページ <http://www.ncrc.jp/>

★発行人 喜多明人

★編集人 岸畑直美

★年会費 5000円 学生 3000円

18歳未満 1000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 (株)第一プリント